

Q 1 学校運営の改善を進めるうえで、学校関係者評価をどのように実施すればよいか。

A 平成19年7月に学校教育法、学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者の実施・公表、評価結果の設置者への報告について新たに規定された。このことを踏まえ、学校運営の改善を進めるうえで、学校関係者評価を効果的に実施するための留意点として、次のようなことが考えられる。

自己評価の結果を踏まえて行う

学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて行うこととされている。したがって、学校関係者評価においては、自己評価の結果について評価することが求められる。

保護者や当該学校と直接関係のある者等を評価者にする

学校関係者評価の評価者は、当該学校の児童生徒の保護者を含めることが適当である。また、当該学校の運営や児童生徒の育成にかかわりがある者など、当該学校と直接関係のある者とするのが適当である。その他、大学教員など、当該学校と直接の関係を有しない有識者を加えることも考えられる。

評価者の人数については、特にきまりはないので、各学校の実情に応じて定めるものとして差し支えないと考えられる。

委員会等を組織し、評価者による主体的な評価活動を促す

学校関係者評価を行うための体制を整備するため、委員会（学校関係者評価委員会）等を組織することが望まれる。また、委員会等の開催にあたり、評価活動の一環として、評価者による授業参観や、校長等との意見交換を行うなど、評価者による主体的な評価活動を促すことが求められる。

学校関係者評価の結果の公表を行う

学校関係者評価の結果の公表については、「自己評価の結果の公表」と同じく、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策についても併せて検討し公表することが望まれる。

公表の方法は、当該学校の児童生徒の保護者に対して広く伝えることができる方法により行うことが望まれる。例えば、学校だよりに掲載する、PTR総会等の機会に保護者に説明する、広く地域住民等にも伝えるために学校のホームページに掲載する等のが考えられる。

設置者への報告を行う

自己評価及び学校関係者評価の結果については、それらを踏まえた今後の改善方策についても併せて報告書に記載し、当該学校の設置者への報告を行うことが適当である。

参考資料

パンフレット『「学校評価ガイドライン [改訂]」の概要』（文部科学省HP）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/pamph/08071710.htm

「学校評価ガイドライン」の改訂について（文部科学省HP）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm

学校評価の年間の流れ(例)（芳賀地区広域行政事務組合教育委員会HP）

<http://www.city.moka.tochigi.jp/hgkyoiku/gakkouhyouka/nagare.jtd>

学校評価の公表例について（芳賀地区広域行政事務組合教育委員会HP）

<http://www.city.moka.tochigi.jp/hgkyoiku/gakkouhyouka/kouhyourei.jtd>